

# 諸職人の位上規定について

染 矢 勘 藏

(会員・佐伯市青山)

標題の「諸職人位上規定」は、軸丸 勇氏が宇目町で研究活動中に発見された岡藩のものと思われる文書であるが、藩政時代の領民はどのように統制されていたか、その片鱗をうかがいうる資料と考えるので、次に原文をあげて参考に供したい。

表 紙

安政二年  
諸職人位上規定一件  
卯三月写

体裁 半紙を縦ニツ折にした帳面

口 上 覚

付礼書面存念之通相成可然候

一、在中諸職人共業前ニ寄位上御免物等存念申上候而申

付、或ハ外御役場御用ニ召仕候向々よりも申立ニ相成候得ハ、私共御役手へ故障有無御取札相成候義ニ候処、御領内一統に押撫候而は、年数并業前等不撫之義 茂有之哉ニ相聞候得共職業之儀ニ候得ハ、私共御役手ニ而も何分巧拙精粗之程相分兼申候間、以来者諸職人賃錢相定棟梁共江差配為仕可申、右法之儀は追而存念可申上左候得ハ位上等之義ニ付而は棟梁とも取調候得ハ巧拙義明白可仕、直又在中一統ハ農業相励候義本職ニ而諸職渡世の農隙心掛候筋ニ御座候処、職人共御賞筋近年自然と早メニ相成相進五人組合之頃とも本職之筋切ニ而茂式拾四・五ヶ年を目当ニ脇指等ハ御免被下候程之重き訳ニ御座候得ハ、余業ニ而は御賞筋本職より重く相成つ而は弥増僥倖を求未利を心掛本意を取失可申奉存候間以来左之通

大工

左官

石割

職付無位より三年ニ而下々

初位下々より三年ニ而下

下より三年ニ而中

中より五年ニ而上

上より五年ニ而上々

脇指

一、初位より廿六年以上 脇指

一、上下御免 御免

但業前ニ寄脇指御免相成居候者ニ候

得は御免可申付

一、棟梁並

但業前ニ寄可申付尤上下御免ハ

無之ニ而茂脇指御免之者ニ候ヘバ可申付

一、棟梁 初位より三拾年以上

但業前ニ寄可申付尤脇指上下

御免相成居候得は棟梁並在在不

付者へも可申付

一、惣棟梁 三拾五年以上

杣

一、職付無位より三年ニ而初位下

一、初位下より五年ニ而中

一、中より五年ニ而上

一、上より七年ニ而上々

一、脇指御免位付より廿五年以上

一、上下御免

但脇指御免之者ニ候得ハ

業前ニ寄申付

一、棟梁並

但業前ニ寄上下御免ハ

無之候ニ而茂脇指御免之者ニ

候得ハ可申付

一、棟梁 初位より三拾年以上

但上下脇指御免之者ニ

候得ハ棟梁並ヘ不申付者ニ

而も業前ニ寄可申付

一、惣棟梁 三拾五年以上

木遣

一、職付より三年ニ而下

一、初位下より五年ニ而中

一、中より五年ニ而上

一、上より七年ニ而上々

一、立付

一、花笠 位付より廿年以上

一、無袖羽折

一、脇指御免 位付より廿五年以上

一、上下御免

但脇指御免之者ニ候得ハ、  
上下御免無之而茂業

前ニ寄可申付

一、棟梁 初位より三拾年以上

但脇指上下御免之者

ニ候得ハ、棟梁並ハ、不申

付而茂業前ニ寄可申付

一、惣棟梁 三拾五年以上

右之通大様之目当規定仕置度、尤拔群業前宜敷出格御

用立候者共は右規定ニ不抱前段存念可申上候。

但其筋より茂存念申上候得ハ、是迄通御沙汰相成ば情実  
相糺私共より可申上候

一、三佐海原之義は餘組と遠地挟人別多故農業ニ而渡世  
難成来無據大工職之者相増当分式百人程 茂御座候趣ニ而  
御城下并郷中江出職仕候処、余郷ハ地餘リ之ヶ所多く人  
別群之中ニ職人相増候得而ハ、弥増田畑培養之力行届兼可  
申処、右出職之融通ニ而余郷職人共ハ自然農業地方防之  
業茂出来仕尚職人共増長不仕候而一統之便利相濟農力補  
助仕候融通之功茂有之、且右出職ニ付而は御用弁ハ勿論  
末々迄も便利と相成詰る所御国益融通之儀と奉存候間右  
両組之義ハ前段之規定不抱存念申上候様仕度奉存候以上

郡 奉 行

丑  
四月

この口上覚は、諸職人の位上の取扱いについて、郡奉行が藩庁に具申して裁下を受けた文書であることは、「書面存念の通り相成って然るべく候」との付札によって知られる。

本文を要約すれば、

一、在中諸職人の位上、御免物等は、意見を具申して申付け、他役所の御用職人について申請があれば、郡奉行に適否を照会されることになっているが、領内においては、年数及び技術等不揃との批判がある。しかし、職業のこと故、役所においても技術の巧拙精粗のほどは判り兼ねるため、以後は諸職人の賃金を定め、棟梁共に差配させたい。方法については、追而意見を申上げる。それによって位上等については、棟梁共の取調べで巧拙が明白になる。

猶又、在中一統は農業に専念するのが本職で、諸職渡世は農閑を心掛けるべきであるのに、職人共御賞筋の申請が早くなった。本職でも脇指御免には二十四、五年を条件にする程重くしている故、兼業の者の御賞筋が本職より重くなつては、僥倖・未利を望み、本意を取失うと考えるので、次の通り用途を設けたい。

(位付は別表のとおり)。

別表

付位	職種	大工・左官・石割	袖	木遣
職付無位		三年	三年	三年

総棟梁	棟梁	棟梁並	上下御免	脇指御免	上々	上	中	〃下	初位下々
三十五年以上	初位より三十年以上	業前に寄り上も脇指御免なれば申付	業前に寄り脇指御免の者に申付	初位より二十六年以上	通算十九年	五年	五年	三年	三年
同上	同上	同上	同上	初位より二十五年以上	通算二十年	七年	五年	五年	
同上	同上	同上	同上	脇指〃二十五年以上	通算二十年	七年	五年	五年	

右の通り規定して置きたい。しかし、技術が抜群で格別御用に立つ者共は、規定によらず前の通り意見を申し

上げる。但し他の役所より申出があれば、これまで通り御下問があれば実情を調べて報告する。

一、三佐・海原については、餘組とは遠い上人口も多いため、農業では渡世し難く、仕方なく大工職が増え、二百人位あって御城下や郷中に出職している。

これは、余郷は農地が多く、職人が増えては田畑の培養力が落ち込むことになるが、両組の職人の出職で、職人共も増長せず、農業に専念でき、一統の便利となり、農力を補助し、公用は勿論、一般まで便利となり、公益になると考えるので、両組については規定にかかわらず意見具申したい」と結んでいる。

「職人」の語は、諸職の現われた中世初期に初めて文献にみられるが、実質的には、奈良時代宮廷の工房に隷属していた工人が職人化して、平安時代に賃仕事が発生し、鎌倉時代種々の分野に専門職人が現われ、室町時代後半には農業から独立した手工業者が、戦国大名の保護統制のもとに城下町に集住して、鍛冶町・鉄砲町・大工町など職種に応じた職人町をつくり、江戸期に入り特殊な職人社会を形成していたが、江戸末期には、農村から

新たな手工業者が生れ、都市の旧職人層を圧迫するようになった。

江戸時代の職人の身分は、士・農・工・商の第三位におかれ、商人とともに町人として階級的に固定されていた。

以上、簡単に職人の歴史にふれたが、この文書にいう「在中職人」は、前述の江戸末期に出現した新しい職人層で、現代の兼業農家であろう。即ち「在中一統は農業相励候義本職<sup>二</sup>而諸職渡世ハ農隙心掛候筋<sup>二</sup>御座候処」と兼業の職は農閑期に励めと農業本位の方針で、本職と違つて処遇されていたことが判る。

御免物は、技倆や年巧に対して与えられる特典と思われる。脇指御免は、二十五年―二十六年。袴御免は、脇指御免が条件になっている。棟梁並も脇指御免が必要であり、棟梁になる為には、脇指・袴御免を受けていなければならぬ。

木遣については、更に二十年以上で立付・花笠・袖無羽織が与えられているのも面白く、裁着袴・袖無羽織に花笠姿で得意気に音頭をとっている姿が目につぶようだ。更に兼業職人の御賞筋が、本職より重くなつては、射

倅心を起すことになる故、この規定をつくと慎重な構えである。

後段の三佐・海原は、現在の大分市鶴崎地区で、岡領の飛地である。

元禄十四年の「豊後国郷帳」に

一、高百八石三斗三升

中川国幡守知行

海原村

一、高百五十四石四斗四升八合

右同断

三佐村

と記載されている。

「余組と遠地挟人別多故農業ニ而渡世難成来無據大工職之者相増」状態で二百人ほどあるが、この者其の出職によって、農地の多い本領の農業振興を扶けて、国益に貢献しているのです、この規定にかかわらず、特に考慮するとしている。要するに農業優先の取扱いで、「農は国の根本なり」という理念にたった、当時の政治がうかがえる規定といえる。

因みに、日付に年号はなく、丑・四月になっているが表紙の安政二年卯の三月に対して近い丑は、嘉永六年である。同年に藩庁に差し出したものを、二年後に書き写したものと思われる。

## おわりに

軸丸氏から原文のコピーを借り受けて辿り読みし、その内容に興味を持ちながら、徒らに日を過して来たが、先日、塩月会長より「本号に何か書くように」と言っただけに、同氏の了解を得て、とり急ぎ拙文を綴ることとした。

勿論、原文の解読に誤りも多いと思われるので、大方のご叱正をいただければ幸いである。

## 参考文献

角川日本史辞典

## 新刊紹介

定家明月記私抄

堀田 善衛著

新潮社版

先に「方丈記私抄」を書いた著者が、今後は藤原定家の日記「明月記」をもとに書かれた私抄です。定価は千五百円です。

(後藤)